

業務及び財産の状況に関する説明書類

第4期 2025年7月1日から 2026年6月30日まで

2026年9月29日作成

監査法人名 きぼう監査法人

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目
2番22号

代表者 代表社員 石崎 勝夫

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務（以下、「監査証明業務」という。）
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務（以下、「非監査証明業務」という。）
- ③

(2) 沿革

2022年8月	きぼう監査法人を設立
2023年3月	事務所移転
2024年1月	上場会社等監査人名簿へ登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は監査業務を中心に業務を行う方針としております。当事業年度は新たに金商法・会社法監査を1社締結し、その結果、監査証明業務の契約を17社（うち大会社等は1社）と、非監査証明業務の契約を2社と締結しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2026 年 6 月 30 日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	1 社	1 社
②金商法監査	— 社	— 社
③会社法監査	— 社	— 社
④学校法人監査	— 社	— 社
⑤労働組合監査	— 社	— 社
⑥その他の法定監査	12 社	— 社
⑦その他の任意監査	4 社	— 社
計	17 社	1 社

(4) 非監査証明業務の状況

2026年 6 月30日現在

種別	区分	
	総数	内大会社等の数
対象会社数	2 社	— 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は経営理念として、以下を定めております。

「資本市場の健全な発展のために社会の希望の光となる」

その実現のための行動指針として、以下の項目を定めております。

- ✓ 「会計専門家としての使命（Professional）」：質の高い監査を追求する姿勢及び取組を継続
- ✓ 「誠実性（Integrity）」：公正不偏の態度を貫き常に誠実に対応
- ✓ 「信頼関係（Partnership）」：経営者との信頼関係の構築を重視
- ✓ 「柔軟性（Flexibility）」
- ✓ 「多様性（Diversity）」

当法人は設立以来、常勤体制を原則として監査に関する知見と経験を共有す

るとともに、小規模だからこそそのコミュニケーションの良さと風通しの良さを兼ね備えた組織風土を醸成することで、法人としてのこれらの共通価値観を共有しております。

② 経営管理に関する措置

当法人は業務の品質の確保を重要視することを社員間の共通認識とし、法人の経営管理組織として社員全員で構成される「社員会」を唯一の意思決定機関と位置づけ、経営管理の方針や運営、各社員の職責等の重要事項を決定することとしております。社員会は原則として毎月開催し、必要に応じて臨時的に開催しております。社員会においては、各担当からの報告により経営管理に関する情報共有を行うことに加えて、業務実施において生じた課題を中心に協議し解決していくことにより、業務執行の適正性を確保しております。特に重要な決定事項については各専門要員に伝達し周知徹底を図ることとしております。

当法人は小規模であることから、現時点では経営評価・監督機関を設置しておりませんが、将来の設置に向けて、独立性を有する第三者として証券市場に深い知見を有する社外有識者を顧問として定めており、当該顧問は社員会等の会議体に出席し、経営機能の有効性に資する助言を行っております。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は「監査の品質管理規程」において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施すること及び監査責任者自らそれらを遵守するとともに監査チームメンバーに遵守する旨指示することを定めております。また、法令遵守や職業倫理の周知徹底の一環として、全ての専門職員から年に1度職業倫理の遵守に関する確認書等を入手しております。

さらに、法令等や当法人が定めた品質管理システムに抵触している疑いがある事項を発見した場合に、当法人の内外からもたらされる情報に適切に対処するため、内部通報制度及び監査ホットラインを設けております。なお、内部通報制度の情報提供者が不当な取扱いを受けることがないようにすることを通報規程で定めております。

④ その他

該当事項はありません。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は業務の品質管理を行う専任の部門は設置しておりませんが、専担者として、社員会決議により、品質管理責任者を選任しております。選任に当たっては、品質管理業務に十分な時間を充てられるかの検討の他、品質管理責任者としての適格性を勘案して決定しております。

また、実質的に業務の品質管理に主として従事することができるようにするため、品質管理活動を行うための十分な時間が確保できるようにするための措置を講じております。

品質管理責任者は品質管理活動のうち、重要な判断を伴う活動に直接関与し、その他の活動については、他の社員・職員と分担して実施しておりますが、活動の指示及びその結果については、品質管理責任者が関与及び内容を検討しております。このように、業務の品質管理に主として従事する公認会計士を定めつつ、品質管理活動を分担して実施することによって、全体としても十分な時間を確保できるほか、他の社員・職員の品質管理活動に関する当事者意識を醸成することに繋がり、法人としてより実効性のある品質管理活動に繋がっているものと考えております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

個別の監査業務を担当する者が現場の実態を理解したうえで、より現実的な品質管理システムを構築できると判断していることから、品質管理責任者も個別の業務の監査責任者を兼務しておりますが、独立性確保のため、以下の措置を講じております。

- ✓ 自己レビューとならないよう、品質管理責任者は審査担当者を兼務しない。
- ✓ 完了した監査業務の検証について、品質管理責任者が監査責任者となっている業務を対象とする場合、当該品質管理責任者の代理又は法人外の専門家を社員会で選任して実施すること。
- ✓ 品質管理部門担当の別の社員による相互牽制を行うこと。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価[

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2026年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

業務の品質の管理の目的は、当法人が実施する品質管理の対象業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備・運用することにあると考えております。

- ✓ 当法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って、自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

✓ 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、当法人及び当法人の専門要員が職業倫理並びに独立性に関する規程を遵守するための諸規程等を定めております。これらの諸規程等は公認会計士協会の倫理規則に準拠しており、具体的には専門要員を対象として年1回、日本公認会計士協会公表の独立性のチェックリストを使用した独立性の確認の実施及びインサイダー取引防止規程に基づく誓約書等の入手を行っており、違反等対処すべき問題が識別された場合には直ちに対処する措置を講じております。

さらに、監査チームは監査契約の締結前及び監査の結果の審査前に独立性の確認を実施しており、違反者が識別された場合には直ちに品質管理責任者に報告して適切な措置を講ずることとしております。

また、被監査会社からの非監査業務については、原則として受嘱しない方針としておりますが、受嘱する場合には監査業務との同時提供禁止業務に抵触しないかを確認のうえで、社員会の契約承認を受けることとしており、監査役等の事前了解が求められる場合には、契約前に適正に監査役等の了解を受ける体制を整備しております。

なお、一部の専門要員が社員会の承認のもとで兼業を行っておりますが、それが監査業務における利害関係に抵触しないかについては定期的に確認しております。

監査業務の主要な担当者等のローテーションについては、倫理規則等に定める一定期間のローテーションを義務付けており、ローテーション表による管理を行っております。また、報酬依存度に関しては、定期的に報酬依存度を算定し、報酬依存度が15%を超える監査契約の有無を把握しております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、当該監査契約リスクを評価し、不正リスクや人的資源の十分性を考慮して社員会の承認を受けることを義務付けております。その際には、品質管理基準報告書及び監査基準報告書等の関係条項等を遵守するように当法人が策定した所定の様式を利用して監査チームが契約リスクの評価を行っております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は業務を担当する社員の選任に当たっては、被監査会社の業種や監査リスク、規模、取引の複雑性及び業務量が適切な範囲であるか、並びに候補

者の知識や経験、適性等を考慮して、品質管理担当者が業務執行社員の選任案の検討を行い、社員会で承認を得る体制としております。

その他の監査チームメンバーについては、監査経験や能力、適性、リソース、成長機会等のバランスを勘案して、監査責任者が選任しております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当法人は社員報酬規程及び社員人事考課規程において社員の人事評価や社員の報酬の決定方針について定めております。社員の人事評価に当たっては、監査の品質を重視する風土の醸成への取組姿勢を最優先し、当該社員が担当する各業務の品質が確保されているかどうかという点を重視した評価項目により年 1 回評価を実施しており、各社員の報酬は社員の人事評価結果を考慮して社員会において決定しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は監査の品質保持及び専門要員のスキルの維持・向上のために、全ての専門要員が修得・履修すべき事項についての年間の研修計画を策定しております。提供する研修内容は、年 2 回実施する全体研修会及び CPD（日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度）の履修科目から構成されており、CPD の履修科目については、当法人の被監査先の属性を踏まえ、当法人として必要な科目を必須科目又は推奨科目として定め、専門要員に履修を促進しております。

また、CPD 及び当法人が必須・推奨する履修科目については、適切に履修管理を行っております。

(ウ) その他

情報セキュリティに関しては、個人情報を含む情報の漏洩や紛失を防ぐため、情報セキュリティ基本方針及び対策基準を定めており、全専門要員に対してセキュリティ対策を施した PC を貸与する他、情報セキュリティに対する情報の更新と意識向上のため、全専門要員は定期的に情報セキュリティに関する研修会を受講し、セキュリティポリシーの遵守に関する誓約書を年 1 回提出しております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人は専門性が高く、適切な判断が困難であったり、見解が定まっておらず判断が難しい重要事項を解決したりするため、専門的な問い合わせに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「専門的な見解の問い合わせに関する規則」等に定めて運用しております。会計・監査に関する専門的な問い合わせ先とは契約を締結しており、会計・監査以外の専門的な分野については、必要に応じてそれぞれの専門家のリストを作成し、利用できる態勢としております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問い合わせの助言者との間又は業務執行社員と審査担当社員との間に監査上の判断の相違が生じた場合、当該判断の相違を解決するための方針及び手続を主に以下のように定めております。

- ✓ 専門的な見解の問合せを行った者は監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- ✓ 監査上の判断の相違が解決されない限り、監査報告書は発行してはならない。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人では原則として全ての監査業務について、監査チームが行った監査計画、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、被監査先ごとに審査担当者を選任する方式によって、審査担当者による審査を実施しております。

審査担当者は、当法人の社員であり、公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者とし、必要な知識、経験、能力、独立性等を考慮して適格性を検討したうえで、選任しております。

また、「審査規程」や「審査手続マニュアル」において、審査担当者の適格性、審査時の実施事項等を定めております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人では監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。全ての監査業務において監査調書を電子化しており、最終的な整理期限後は監査チームが監査ファイルにアクセスできない

仕組みを構築し、監査調書の不適切な変更を防止しております。

なお、当事業年度より電子監査調書システムとしてAEMを導入し、パイロットテスト運用を開始しております。

(オ) その他

当法人では、より経験のある監査チームのメンバーが経験の浅い監査チームのメンバーが作成した監査調書を査閲することとしており、監査責任者は査閲に対する責任を負っております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能とするため、情報と伝達に関する品質目標を定めております。当法人では、監査業務に関する不正、法令違反、インサイダー取引等に関する情報を幅広く内外から収集し、品質向上を図る目的でホームページに通報窓口を設けております。それらの情報は原則として毎月開催する社員会等及び全体研修会において、監査実施者に伝達、周知しております。

被監査会社の監査役等との品質管理システムの伝達や協議については、法人所定の様式を用いて、監査契約の説明や監査結果の概要報告に合わせて行っております。

また、当法人の品質管理システムの状況については、監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）への対応状況を含む監査品質のマネジメントに関する年次報告書や説明書類を当法人のホームページに掲載し、情報提供を行うこととしております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して、監査人の交代を行うための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

新規契約に当たって前任監査人が存在する場合は、前任監査人への質問及び監査調書の閲覧等を通じて監査契約の受嘱可否に必要な情報を入手・検討することとしており、引継ぎが完了しないと監査契約が締結できない仕組みとなっております。また、当法人が前任監査人となる場合は、後任監査人の監査契約の締結に当たっての判断及び監査を実施するうえで有用な情報を誠実かつ明確に提供することとしております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化[

当法人の品質管理システムに関する最高責任は、最高経営責任者（代表社員）が負うものとしております。

また、当法人の「監査の品質管理規程」に基づき、品質管理システムの整備及び運用、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任を品質管理責任者である最高経営責任者（代表社員）に割り当て、社員会で選任しております。

- ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、日本公認会計士協会が公表する品質管理基準報告書第1号に準拠して、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし、適用することを「監査の品質管理規程」に定めております。品質目標の設定や品質リスクの識別及び評価、対応方針の設定には、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号の様式例を用いております。

- コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人のモニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動とを組み合わせて品質管理責任者が計画を立案し、実施しております。完了した監査業務の検証については、選定業務を品質管理責任者が立案し、社員会において承認・決定されております。

モニタリング活動の実施状況や識別された不備等は品質管理責任者から社員会及び監査チームに報告され、改善を図っております。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

最高経営責任者は「監査に関する品質管理基準」に従い、期末日である6月30日を基準日として、品質管理システムを評価しております。当該評価の結果、重要な不備事項はなく、品質管理システムは当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供していると結論付けております。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようと

する措置の内容

該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、当該不当な影響を及ぼすことは無いと考えられることから、特段の措置を講じていません。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2024 年 12 月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の代表社員である石崎勝夫は、当法人の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	0人	7人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

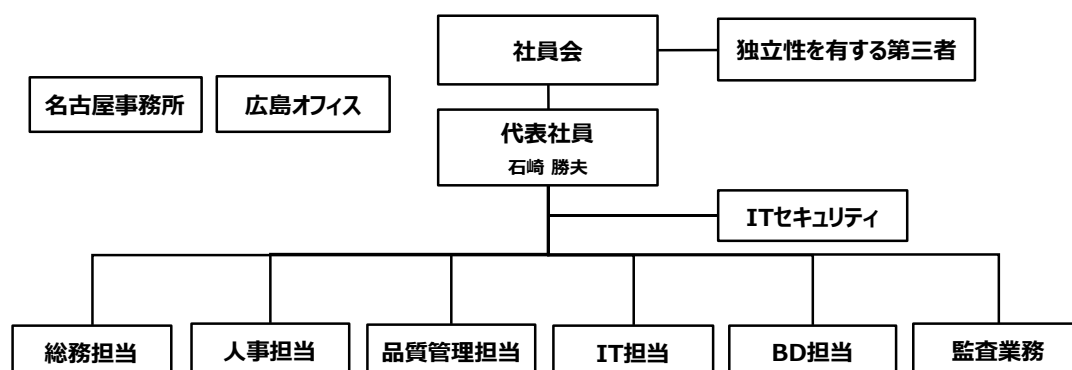
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営方針の決定に関する事、業務執行の適正を確保するための措置を含む重要な業務執行の決定に関する事項、重要な契約の締結に関する事項、法人諸規則を改廃する場合、監査契約の新規締結又は継続に関する事項等	7人	0人	7人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
名古屋事務所	名古屋市中村区名駅3丁目2番22号	6人	一人	6人	3人
広島オフィス	広島市南区京橋1丁目7番地	1人	一人	1人	一人
計		7人	一人	7人	3人

四. 監査法人の組織の概要

2026年6月30日現在



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第3期 2024年7月1日～ 2025年6月30日	第4期 2025年7月1日～ 2026年6月30日
売上高		
監査証明業務	57,118	127,760
非監査証明業務	37,675	13,585
合 計	94,793	141,345

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人のため、添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人のため、添付しておりません。

4. 供託金等の額

当法人は無限責任監査法人のため、該当事項ありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

当法人は無限責任監査法人のため、該当事項ありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

good days ホールディングス株式会社

以 上